

人事行政の運営等の状況

「地方公務員法」及び「四国中央市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、平成27年度四国中央市人事行政の運営等の状況について公表します。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 平成27年4月1日現在の職員数

平成27年4月1日付人事異動に関しては、新規職員18名、任期付職員1名を採用するとともに愛媛県（東京事務所及び若手職員の相互交流）愛媛県後期高齢者医療広域連合への職員派遣、年金支給開始年齢の引上げに伴う定年退職者再任用制度の本格運用による16名（フルタイム3名、短時間13名）配置など、総数494名（組織再編等による発令、昇格者を含む）の人事異動発令を行いました。昨年度同様「自己申告制度」や「人事評価制度」により、職員の意欲の向上と適材適所の人事配置を行うとともに、「勸奨退職制度」により組織の新陳代謝の促進に努めました。また、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間、東日本大震災における被災地への人的支援として、宮城県山元町へ1名を派遣しました。

(2) 平成27年度採用試験及び退職者数

平成27年度の職員採用試験は、四国中央市定員適正化計画に基づき「長期的に年齢構成を平準化すること」等を基本方針として、前年度と同様に人物評価を重視したコミュニケーション能力試験を行うなど、それぞれの職種に応じて行い、新規採用職員試験合格者20名（一般事務職9名、技術職2名、福祉職1名、保育士・幼稚園教諭5名、学芸員1名、消防職2名）、任期付職員採用試験（保育士/幼稚園教諭）合格者3名、計23名を平成28年4月1日付で採用予定としました。

平成27年4月1日の職員数は957名ですが、年度内の退職者数45名（定年27名 勸奨4名 普通4名 派遣等10名）を減じ、平成28年4月1日付採用者等31名（新採20名 任期付職員3名 県教委派遣2名 国土交通省派遣1名 愛媛県警1名 派遣期間満了1名 再任用フルタイム職員3名）を加えると、平成28年4月1日現在の職員数は943名となりました。

(3) 部局別職員数及び定員適正化の状況

(単位:人)

区分	H16.4.1		H24.4.1	H25.4.1	H26.4.1	H27.4.1	H28.4.1
議会事務局	12		7	7	7	7	7
市長部局	881		711	680	681	671	670
教育委員会事務局	144		100	102	99	103	97
選挙管理委員会事務局	4		2	2	2	2	2
監査委員事務局	3	...	3	3	3	3	3
公平委員会事務局	兼務(1)		兼務(1)	兼務(1)	兼務(1)	兼務(1)	兼務(1)
農業委員会事務局	9		6	6	6	6	6
水道局	75		48	47	45	43	39
消防本部・消防署	142		127	126	125	122	119
合計	1,270		1,004	973	968	957	943

消防本部安全・危機管理課危機管理対策係への出向者を含みます。

2 職員の給与の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成 27 年 4 月 1 日現在）

一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
四国中央市	43.3 歳	334,779 円	398,064 円	362,937 円
愛媛県	44.9 歳	346,626 円	441,040 円	379,445 円
国	43.5 歳	334,283 円	-	408,996 円
類似団体	42.6 歳	323,284 円	393,393 円	354,248 円

技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
四国中央市	50.6 歳	325,975 円	338,731 円	330,100 円
愛媛県	50.7 歳	331,991 円	369,358 円	348,722 円
国	50.2 歳	289,141 円	-	円
類似団体	51.3 歳	302,946 円	330,024 円	315,527 円

(2) 職員の初任給の状況（平成 27 年 4 月 1 日現在）

区 分		四国中央市	愛媛県	国
一般行政職	大学卒	174,200 円	177,600 円	174,200 円
	高校卒	142,100 円	144,300 円	142,100 円
技能労務職	高校卒	-	140,099 円	-
	中学卒	-	124,432 円	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成 27 年 4 月 1 日現在）

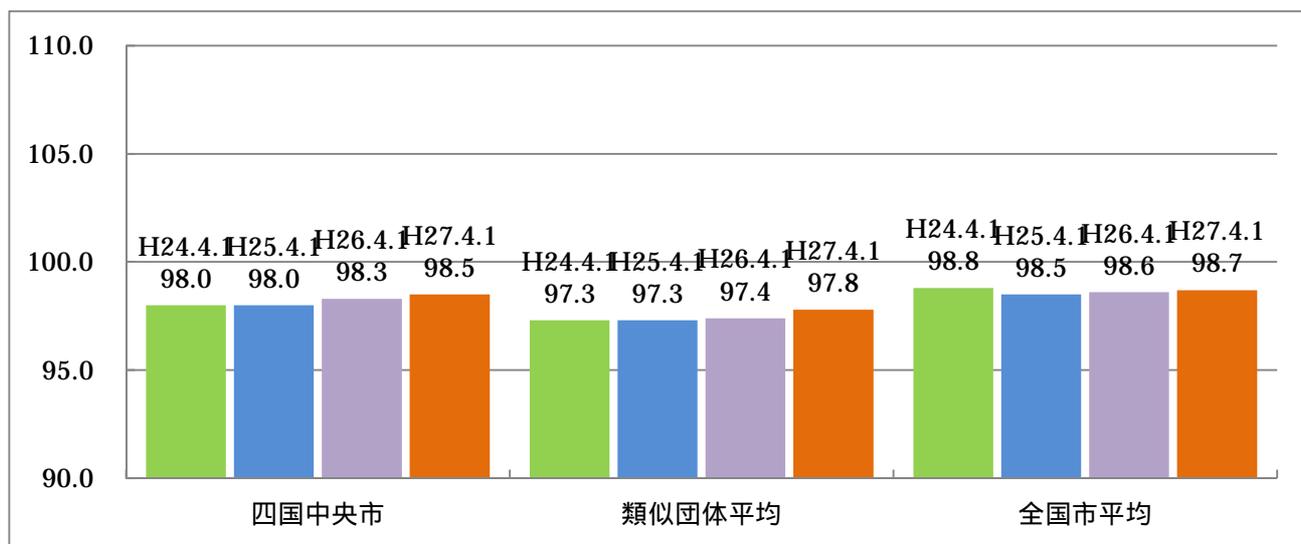
区 分		経験年数 10 年	経験年数 20 年	経験年数 30 年
一般行政職	大学卒	263,250 円	362,194 円	402,511 円
	高校卒	206,433 円	312,750 円	382,425 円
技能労務職	高校卒	-	-	-
	中学卒	-	-	-

(4) 特別職の報酬等の状況（平成 27 年 4 月 1 日現在）

区分		給料月額等	期末手当
給料	市長	950,000 円	平成 26 年度支給割合 3 . 10 月分 (加算 15%)
	副市長	700,000 円	
報酬	議長	454,000 円	
	副議長	374,000 円	
	議員	341,000 円	

(5) ラスパイレス指数の状況

当市の平成 27 年 4 月 1 日現在のラスパイレス指数は、98.5 となっています。



ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を 100 として計算した指数のことです。

類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

平成 24 年及び平成 25 年は、国家公務員の時限的な（2 年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値です。

(6) 給与に関する制度改正の状況

平成 27 年の人事院勧告では官民格差解消のため、昨年に引き続き俸給表の引上げ勧告がなされました。当市においても同様に月例給については、若年層に重点を置きながら平均 0.4%の引上げ改定を平成 27 年 4 月 1 日に遡って行いました。特別給については、0.1 月の支給月数の引上げを行い、あわせて初任給調整手当についても、国に準じて所要の改正措置を講じました。

また、平成 27 年度以降に係る国の給与制度の総合的見直しにおいては、地域手当の支給率の引上げ、単身赴任手当の支給額の段階的な引上げが勧告されたのを受け国に準じて所要の改正措置を行いました。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間

職員の勤務時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの 1 日 7 時間 45 分（休憩時間 12：00～13：00）、週 38 時間 45 分です。ただし、消防署、福祉施設等の交替制勤務職場に勤務する職員の勤務時間については、週 38 時間 45 分を原則として勤務時間の割り振りをしています。

(2) 休暇等の状況

休暇等の種類は、年次有給休暇、病気休暇、育児休業、介護休暇及び特別休暇（産前産後休暇、忌引、公民権行使、ドナー休暇、ボランティア休暇、結婚休暇、生理休暇、夏季休暇、子の看護休暇等）です。取得状況は下表のとおりです。

年次有給休暇

集計期間 (H27.1.1～H27.12.31)

総付与日数	総取得日数	職員数 (注)	平均取得日数	消化率
23,800.0 日	5,431.7 日	604 人	9.0 日	22.8%

(注) 一般職員 (単純労務職員や交替制勤務職場に勤務する職員を除く) のうち、1年間を通して在職した職員数です。

介護休暇

集計期間 (H27.4.1～H28.3.31)

介護休暇を承認した職員数	介護休暇承認期間の内訳					
	1月以下	1月を超え 2月以下	2月を超え 3月以下	3月を超え 4月以下	4月を超え 5月以下	5月を超え
0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

育児休業

集計期間 (H27.4.1～H28.3.31)

区 分	男性	女性
平成 27 年度中に新たに育児休業を取得した職員	1 人	17 人
育児休業の期間が前年度から引き続いている職員	0 人	25 人

部分休業

集計期間 (H27.4.1～H28.3.31)

区 分	男性	女性
平成 27 年度中に新たに部分休業を取得した職員	0 人	5 人
部分休業の期間が前年度から引き続いている職員	0 人	1 人

病気休暇

集計期間 (H27.4.1～H28.3.31)

区 分	のべ人数
平成 27 年度中に病気休暇を取得した職員	65 人
病気休暇の期間が前年度から引き続いている職員	0 人

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

区 分	免職	降任	病気休職	刑事休職
処分者数	0 人	0 人	9 人	0 人

分限処分とは、職員がその職責を十分果たすことができない場合に、公務能率を維持するため、職員の意に反して行われる処分のことをいいます。

(2) 懲戒処分等の状況

区 分	免職	停職	減給	戒告	訓告等
処分者数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

懲戒処分とは、職員の義務違反に対して任命権者が課する制裁であり、職員の道義的責任を明らかにすることにより地方公共団体の規律と秩序を維持するための処分です。

5 職員のサービスの状況

(1) サービス上の義務

すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、常に全力を挙げて職務の遂行に専念しなければならないことになっています。職員に対しては、下表のとおりサービス上

の様々な義務が課されています。

区 分	備 考
法令等及び職務命令に従う義務	職員は、職務を遂行するに当たって法令、条例等に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければなりません。
信用失墜行為の禁止	職員は、職の信用を傷つけたり、職全体の不名誉となるような行為をしてはいけません。
秘密を守る義務	職員は、職務上知りえた秘密を漏らしてはいけません。
職務に専念する義務	職員は、勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、勤務する地方公共団体が行うべき職務にのみ従事しなければなりません。
政治的行為の制限	職員は、政党結成への関与禁止等政治的行為が制限されています。
争議行為の禁止	職員の争議行為は禁止されています。
営利企業等の従事制限	職員は、許可を受けなければ、営利を目的とする会社その他の団体の役員等を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事できません。

(2) 職務専念義務の免除

職務専念義務については、法律又は条例に規定がある場合に免除されることになっています。

消防団員として活動する場合、中学校等のスポーツ大会へ審判員等として参加する場合、人間ドック利用の場合等に職務専念義務を免除しています。

(3) 営利企業等の従事許可

職員は全体の奉仕者であり、職務専念義務を負うことから、任命権者の許可がある場合を除いては、営利を目的とする私企業等への従事は禁止されています。次の各号のいずれかに該当する場合を除くほかは、営利企業等の従事許可を出すことができます。

- (ア) 職務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
- (イ) 企業、事業又は事務が職務又は勤務する機関と密接な関係にあって特別な利害関係を生ずるおそれがある場合
- (ウ) 企業、事業又は事務の性質上これに従事することが公務員として適当でないと認められる場合

相続した不動産の管理する場合等に、営利企業等の従事許可をしています。平成 27 年度の許可件数は 38 件です。

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員の研修について

(ア) 集合研修

階層別研修

新規任用職員・2・3・5・7年目の職員と、職位別に新たに昇格した新任主任・係長・課長補佐・課長等を対象に経験年数や職位に応じたテーマで階層別研修を実施しました。

	研修名称等	研修実施日	研修実施場所	受講者数
1	新規任用職員研修 前期研修	4月8日～10日	本庁舎5階第2委員会室他	15人

	研修名称等	研修実施日	研修実施場所	受講者数
	3市合同研修 (四国中央市・新居浜市・西条市) 後期研修 介護実地研修	5月21日～22日 10月29日～30日 11月24日～27日	消防防災センター 本庁舎4階会議室他 萬翠荘	14人 18人 12人
2	挨拶運動(新規任用～3年目職員)	4月13日～	本庁舎他	25人
3	3年目職員研修 (分かりやすい説明の仕方研修)	1月28日	本庁舎4階会議室	15人
4	5年目職員研修 (霧の森接遇実地研修)	8月18日～21日	霧の森	14人
5	7年目職員研修 (キャリアデザイン研修)	2月28日	本庁舎4階会議室	9人
6	新任主任研修	5月28日	保健センター2階研修室	32人
7	新任係長研修	4月23日	本庁舎4階会議室	23人
8	新任課長補佐研修	4月28日	本庁舎4階会議室	19人
9	2年目及び新任課長研修	7月21日	本庁舎5階第2委員会室	17人
10	新任課長研修(説明会)	4月16日・22日	本庁舎4階会議室 福祉会館3階会議室1	9人
合計				222人

専門研修

人事評価・メンタルヘルス・ホスピタリティーなどの多様な専門的テーマについて受講希望者や管理職を対象として専門研修を実施しました。

	研修名称等	研修実施日	研修実施場所	受講者数
1	メンタルヘルスラインケア研修	5月15日	福祉会館4階多目的ホール	46人
2	メンタルヘルスセルフケア研修 (2回)	7月9日・10日	福祉会館4階多目的ホール	188人
3	職員のためのヘルスアップ研修	8月5日	保健センター1階集団指導検診室	50人
4	面接官養成研修	10月5日	本庁舎4階会議室	12人
5	こころサポーター研修	11月4日・5日	保健センター1階集団指導検診室	52人
6	職員人事評価研修	2月9日～10日	消防防災センター3階大会議室 福祉会館4階多目的ホール	580人
7	市役所・(株)やまびこ合同研修	2月22日	福祉会館4階多目的ホール	166人
合計				1,094人

(1)派遣研修

市町村職員中央研修所(市町村アカデミー)、全国市町村国際文化研修所(国際文化アカデミー)、四国地方整備局研修所、愛媛県研修所などの外部の研修機関や団体等に延べ48人を派遣しました。

研修主催機関等		研修名称等	研修実施日	研修実施場所	受講者数
市町村職員 中央研修所	1	管理職が進める超高齢社会 の医療福祉政策 A	7月15日～17日	市町村職員中央 研修所 (千葉市)	1人
	2	災害に強い地域づくり (大災害に備えて)	2月15日～19日		1人
全国市町村国際 文化研修所	1	多文化共生の地域づくり	8月24日～28日	全国市町村国際 文化研修所 (大津市)	1人
	2	地方分権改革	10月26日～28日		1人
愛媛県	1	部長級・次長級セミナー	10月23日	愛媛県研修所 (松山市)	1人
	2	市町課長級研修	11月4日～5日		2人
	3	市町係長研修	10月5日～8日		2人
	4	県・市町中堅職員研修	1月12日～15日 2月1日～4日		3人
	5	防災研修	4月27日～28日		2人
	6	財務運営実務講座	8月3日～5日		2人
	7	クレーム対応講座 (出前講座)	8月10日	東予地方局 (西条市)	6人
内閣府	1	防災スペシャリスト 養成講座(訓練企画)	1月28日～29日	東京臨海広域 防災公園 (東京都江東区)	1人
	2	防災スペシャリスト 養成講座(計画立案)	2月16日～17日		1人
文部科学省 初等中等教育局	1	合理的配慮普及推進 セミナー	1月13日	大阪市中央公会堂 (大阪市)	2人
国土交通省 四国地方整備局	1	道路構造物管理実務者研修 (橋梁初級)	11月24日～27日	国土交通省 四国地方整備局 研修所 (高松市)	2人
四国地区 公務研修協議会	1	四国自治体中堅職員 交流研修	8月18日～19日	香川県 青年センター (高松市)	3人
その他	1	窓口担当者のための マイナンバーへの対応実務	6月29日～30日	名古屋市	1人
	2	地方自治体における 公共用地取得の法実務	6月30日～7月1日	大阪市	2人
	3	公営住宅管理における トラブルと対応実務	7月15日	大阪市	1人
	4	NPOと行政の対話 フォーラム'15	7月23日～24日	横浜市	1人
	5	公金徴収事務を 進めるための法律実務	8月6日～7日	大阪市	1人
	6	地方公務員のための 給与実務入門	8月20日～21日	大阪市	1人
	7	用地交渉を円滑に進める ための折衝能力向上講座	8月24日～25日	東京都渋谷区	2人

研修主催機関等		研修名称等	研修実施日	研修実施場所	受講者数
	8	公有財産管理の法律実務と対策	9月17日～18日	大阪市	1人
	9	社会基盤メンテナンスエキスパート養成講座	10月19日～23日 10月26日 11月6日 11月16日～20日	松山市	1人
	10	固定資産評価研究	10月23日	東京都千代田区	1人
	11	公営住宅管理研修会	10月29日	徳島市	2人
	12	議員定数・議員報酬の考え方	10月30日	東京都千代田区	1人
	13	地方公共団体における契約（工事）実務	11月26日～27日	大阪市	1人
	14	職員研修をめぐる法律実務	12月4日	大阪市	1人
合計					48人

(ウ) 公共的団体における自己啓発活動事業

地域社会において公益的なまちづくりを行っている公共的団体に職員を派遣し、会員との交流や情報交換を通して、資質向上につなげることを目的とする「公共的団体における自己啓発活動事業」を平成25年度に創設し、平成25年10月から平成27年9月までの2年間、四国中央商工会議所青年部に職員1人が加入し自己啓発に取り組んだ。

(I) 自主研修

まちづくり出前講座

防災や高齢者福祉など市政の様々なテーマについて市民への情報提供を行い市政への理解浸透を図る「まちづくり出前講座」を通じ、講師を務める職員自らがより深く市政について学び、専門的知識や技能を身につけ説明能力を養成するなどの資質向上につなげました。

名称	講座総数	内開講講座数	年間延開講数	年間延受講者数
まちづくり出前講座	79講座	36講座	592回	20,128人

インターンシップ事業（学生の就業体験受け入れ）

学生の就業体験として5人を受け入れ、職員が学生の指導育成という経験を通じ、管理能力や指導能力などの資質向上につなげました。

学校種別	受け入れ学生数	受け入れ期間	受け入れ先
大学	1人	8月17日～25日	観光交流課
高等専門学校	2人	8月17日～25日	市民交流課 国土調査課
高等学校	2人	10月28日～29日	秘書広報課 水道総務課
合計	5人		

(2) 勤務評定

平成 19 年度に構築した当市の人事考課制度は、職員の人材育成と職場内のコミュニケーションのツールとして、全職員に対して能力行動考課を実施していましたが、平成 25 年度からは新たに業績考課を加え、国に準拠した新たな「人事評価制度」として試行を始めており、平成 27 度についても継続して実施しました。

また、各所属長から職務遂行状況等の報告を受け職員の資質・能力・勤務態度の把握に努めました。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生及び健康管理

当市では、独自の職員互助組織は設置していません。地方公務員等共済組合法に基づく愛媛県市町村職員共済組合の各種事業（短期給付、長期給付、福祉事業等）及び愛媛県市町村職員互助会等の各種事業（給付事業、厚生事業等）の適用を受けています。

また、労働安全衛生法の規定に基づく健康診断及び保健師による健康相談等を実施しています。平成 27 年度の実績は下表のとおりです。

事業名	内容	
定期職員健康診断	実施期間	平成 27 年 6 月～9 月末まで年 1 回 深夜業従事者：平成 28 年 2 月末まで年 2 回
	対象	職員、嘱託・臨時職員(勤務時間数が週 20 時間以上で 1 年間勤務予定)
	契約	宇摩医師会
	健診方法	個別健診
	受診者数	正規職員：延 383 人 嘱託・臨時職員等：延 573 人
人間ドック等	実施期間	平成 27 年 4 月～平成 28 年 3 月末まで
	実施主体	愛媛県市町村職員共済組合・公立学校共済組合・全国健康保険協会
	対象	各組合員・被保険者等
	健診方法	個別健診
	受診者数	739 人
健康相談	健診後保健指導：健診結果より、面接・電話・メール等で個別に保健指導 92 回	
	メンタルヘルスの不調に関する相談 延 29 回	
	メンタル不調以外の健康相談 延 5 回	
	休職中職員を対象とした健康相談 延 30 回	
	復職後健康相談 延 8 回	
	病気休暇取得後復帰時の健康相談 延 8 回	
	家族や医療機関等との相談・面談 延 35 回	
新規採用職員の健康相談 15 回		
カウンセリング事業	産業カウンセラーによるカウンセリング 延 48 回 (新規採用職員・2 年目職員・随時希望者)	
	臨床心理士によるカウンセリング(随時希望者) 延 61 回	
	県市町連携メンタル相談室 9 回	

事業名	内容
職場復帰訓練事業	利用者：3名 延30回 職場復帰に向けての健康相談、訓練計画・判断会議等、職場復帰訓練中健康相談
過重労働対策	産業医健康相談（時間外勤務時間数：月100時間以上） 延20回 保健師健康相談（時間外勤務時間数：3カ月平均60時間以上）延42回 毎水曜日ノー残業デーのお知らせ
メンタルヘルス研修	ラインケア研修 日時：平成27年5月15日（金）9:00～12:00 会場：福社会館4階多目的ホール 対象：管理職 講師：産業衛生研究所メンタルヘルスアドバイザー 渡邊 雅子 氏 内容：メンタルヘルス対策の必要性 メンタルヘルスに関する正しい理解 部下のメンタルヘルスケア コミュニケーション・スキル 参加者数：46人
	セルフケア研修 日時：平成27年7月9日（木）13:30～15:30 平成27年7月10日（金）10:00～12:00 会場：福社会館4階多目的ホール 対象：全職員 講師：臨床心理士 船戸 智寿子 氏 内容：セルフケア、ストレスへの対処方法 職場等での効果的なコミュニケーション方法 参加者数：188人
	ヘルスアップ研修 日時：平成27年8月5日（水）15:00～16:30 会場：保健センター1階集団指導検診室 対象：全職員 講師：H I T O病院婦人科医長 小川晴幾 医師 内容：子宮頸がん等女性の健康に関する講演 個別相談（希望者） 参加者数：50人
衛生委員会	年3回開催
衛生委員会ニュース	インフォメーションによる健康情報の提供 12回
職場パトロール	市内の施設巡視
会議・研修会等への参加	県・市町メンタルヘルス対策連絡会等への参加 6回 愛媛産業保健セミナー等研修会への参加 5回

(2) 公務災害補償の概要

公務上又は通勤途上の災害により、負傷又は死亡した場合は、地方公務員災害補償基金から一定の補償が行われます。平成27年度の補償件数は下表のとおりです。

区分	傷病	死亡
公務災害	8件	0件
通勤災害	1件	0件

8 公平委員会の業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

職員は、地方公務員法の規定に基づき給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、市の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができます。

年度当初係属件数	年度中要求件数
0 件	0 件

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

職員は、地方公務員法の規定に基づき懲戒その他意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に不服の申立てをすることができます。

年度当初係属件数	年度中申立て件数
0 件	0 件